

事業報告書			
医療法人整理番号		28169	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人（社団）豊繁会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分あり）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	兵庫県	
	市区町村	尼崎市	
	町名・番地	昭和通4丁目114番地	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	平成11年3月24日	
(4)	設立登記年月日	平成11年3月26日	
(5)	理事長の氏名	近藤	
	姓		
	名	貞志	
	役員及び評議員の人数		理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書										
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）										
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数					
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床
病院	近藤病院		2813022/494	兵庫県尼崎市昭和通4丁目114番地	99	0			0	0
診療所	佐藤脳神経外科・内科クリニック		2813022/436	兵庫県尼崎市西薮渡町5丁目2番16号						

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーションこんこん		兵庫県尼崎市西難波町5丁目2番16号2階	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月25日	役員改選の件
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人（社団）豊繁会
所在地 兵庫県尼崎市昭和通4丁目114番地

※医療法人整理番号 28169

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	878,106	I 流動負債	280,980
現金及び預金	554,336	買掛金	26,334
事業未収金	284,541	短期借入金	122,154
有価証券	0	未払費用	20,769
たな卸資産	12,551	未払法人税等	30,122
前渡金	10,047	未払消費税等	2,109
前払費用	6,257	前受金	145
その他の流動資産	10,374	預り金	6,623
		従業員預り金	27,758
		賞与引当金	16,000
		その他の流動負債	28,966
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	1,339,301	II 固定負債	1,202,323
1 有形固定資産	1,275,632	長期借入金	1,025,920
建物	183,494	退職給付引当金	60,787
構築物	0	その他の固定負債	115,616
医療用器械備品	160,248	その他引当金	
その他の器械備品	11,709	その他の固定負債	
車両及び船舶	1,464		
土地	805,601		
建設仮勘定	7,040		
その他の有形固定資産	106,076		
		負債合計	1,483,303
		純資産の部	
2 無形固定資産	2,208	科目	金額
借地権	0	I 出資金	491,875
ソフトウェア	1,308	II 積立金	242,229
その他の無形固定資産	900	特定目的積立金	134,428
3 その他の資産	61,461	その他積立金	107,801
有価証券	30,000	その他積立金	
長期貸付金	8,000		
長期前払費用	18,204		
その他の固定資産	5,257		
役員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	0
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
資産合計	2,217,407	純資産合計	734,104
		負債・純資産合計	2,217,407

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人（社団）豊繁会
所在地 兵庫県尼崎市昭和通4丁目114番地

医療法人整理番号	28169
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,783,220
2 事業費用			
(1) 事業費		1,697,038	
(2) 本部費			1,697,038
本来業務事業利益			86,182
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			24,984
2 事業費用			21,628
附帯業務事業利益			3,356
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			89,538
II 事業外収益			
受取利息		1,195	
その他の事業外収益		37,742	38,937
III 事業外費用			
支払利息		12,757	
その他の事業外費用		12,363	25,120
経常利益			103,355
IV 特別利益			
固定資産売却益		300	
その他の特別利益		86,884	87,184
V 特別損失			
固定資産売却損		16,525	
その他の特別損失		1,228	17,753
税引前当期純利益			172,786
法人税・住民税及び事業税		41,894	
法人税等調整額		0	41,894
当期純利益			130,892

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名	医療法人（社団）豊繁会	※医療法人整理番号	28169
所在地	兵庫県尼崎市昭和通4丁目114番地		

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,217,407 千円
2. 負 債 額	1,483,303 千円
3. 純 資 産 額	734,104 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	878,106
B 固 定 資 産	1,339,301
C 資 産 合 計 (A+B)	2,217,407
D 負 債 合 計	1,483,303
E 純 資 産 (C-D)	734,104

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人（社団）豊繁会

所在地 兵庫県足嶋市昭和通4丁目114番地

※医療法人整理番号

28169

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人（社団）豊繁会
理事長 近藤 貴志 殿

私は、医療法人（社団）豊繁会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 28 日
医療法人（社団）豊繁会
監事 山本 悦子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。